

農地中間管理事業Q & A

農地を貸したい方

Q どのような農地でも借りてもらえるのですか？

①農業振興地域内の農用地等に限られます。
 ②原則10年以上貸付できる農地に限られます。
 ③貸付を希望される農地が、再生不能な荒廃しているなど、**農地として利用することが著しく困難なものは、借受けたい方へ貸し付けられる可能性が極めて低い**ため、**借受できません**。
 詳しくはお問い合わせください。

Q 契約期間中の固定資産税は？

固定資産税は**地主の方に引き続き課税されます**。

Q 契約期間中に農地を返してもらえるのか？

借受者との間で**合意ができれば返してもらえます**。ただし、貸付時に補助金(協力金等)を受け取った場合は補助金返還が必要となる場合がありますのでご注意ください。

Q 貸し手にはどのようなメリットがありますか？

①借り手に万が一のことがあっても機構が借り手を探します。契約期間中は機構が預かりますので**農地の管理は不要**です。
 ②賃借料は借受者からではなく、機構から支払われます。
 ③一定の要件を満たすことで、機構へ農地を預け農地が借受者に転貸されることにより、集積協力金を受け取ることができます。

農地を借りたい方

Q 誰もが農地を借りることができますか？

借受を希望できるのは、経営発展のために必要となる農用地等の借受を希望する**集落法人、農業参入企業、認定農業者、認定就農者及び農業経営を行うJA出資法人・JA等の担い手**です。
 詳しくはお問い合わせください。

Q 地代を払わない(使用貸借)契約はできますか？

貸付者との間で合意ができれば可能です。
 なお、賃借権の場合は、借受者の相続人に権利義務が承継されるのに対して、使用貸借権の場合は、借受者の死亡により契約は無効となります。

Q 賃借料を物納にしたいのですが…

物納については、要望が多くあるため、物納の取り扱いに向けて検討中です。

Q 借り手にはどのようなメリットがありますか？

①集積・集約された**農地を長期(10年間以上)に安定して借入れ**でき、効率的・安定的な農業経営ができます。
 ②出し手が多数いても、契約は機構とだけなので、**賃借料の支払い等の事務が軽減**できます。
 ③機構を通して農地を借入れることにより、活用できる支援策(補助事業等)があります。



詳細については
 広島県農地中間管理機構
 (一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団)
 TEL (082) 541-6192 Fax (082) 541-5177
 ホームページ <http://hsnz.jp>
 または三原市農林水産課 (TEL 0848-67-6077) まで